

第2回 土岐川流域新五流総地域委員会 議事概要

土岐川流域新五流総地域委員会事務局

日 時：平成25年12月3日（火）9:00～11:30

場 所：土岐市文化プラザ 第5研修室

1. 議事

- (1) 「土岐川流域における総合的な治水対策プラン」の改定について
 - 1) 個別河川の補足説明について
 - 2) 河川構造物の長寿命化・耐震化について
- (2) 今後の進め方について

2. 議事内容

(1) 「土岐川流域における総合的な治水対策プラン」の改定について（主な意見、質問）

1) 個別河川の補足説明について

- ・久保原川（恵那市山岡町地内）の洗掘対策として「水衝部の安全性を高める」、との説明だが、写真では分からないので補足説明をお願いしたい。

⇒ 写真以外の所に水衝部が存在する。本流域は、水衝部対策が主だが、河道掘削箇所もある。写真は、河道掘削部を添付した。

- ・資料3の緊急点検要対策箇所は、今後10年間の中で進めていくのか。

⇒ 多治見市は、全て「次期短期」に入っているが、他の地区では、そうでないところがある。

- ・今後10年間で進めていくところと中長期で進めていくところが対比できない。その資料はないか。

⇒ 今後10年間で進めていくところは、第1回地域委員会で提示した資料-8の8河川である。また、中期で進める箇所は、資料-8で提示した河川のうち今後10年間で実施できない箇所である。なお、他の箇所は重要度を考慮しながら長期で対策を考えている。

- ・今後10年間で実施するところと中期、長期を分けて、追加資料でいただきたい。

⇒ 追加資料として提出する。

- ・資料3の説明の中で、事業継続中、次期短期、中期および長期、設計段階中の内容を説明していただきたい。

⇒ 次期短期：資料1の裏の赤印（今後10年間）

設計段階中、事業継続中の箇所は 次期短期に加えている。

中・長期：恵那の田沢川、久保原川

次期短期、中・長期の整備箇所を整理して追加資料として提示する。

- ・資料3の対策計画は、「河道掘削」が大半を占めている。しかし、災害が発生した場合は、破堤、橋脚の破損などが発生する。このような災害が発生した場合、「河道掘削の中にこれ

らの対策も含んでいる」という理解でよいか。

⇒ 災害発生時は、緊急対策に追加して対応する。

- ・河川改修事業の中でツルヨシ等の確保の優先度が「○」になっている。

ツルヨシは、生物環境や浸食対策に良いが、根を張り堆砂、みお筋の変化などを引き起こす欠点もある。河道掘削とも関連するため「○」に加えて「要注意」としていただきたい。

⇒ 植生、魚類への対応、土砂の移動、水の流れなどを総合的に検討して対策を講じる。

(※ツルヨシに関しては 12/20 第 8 回フォローアップ委員会のコメントを参照する)

2) 河川構造物の長寿命化・耐震化について

- ・断面積 5m² 未満の小さな樋門についても説明してほしい。

⇒ この流域内の設置数については、今回資料を持ち合わせていないため、次回提示する。

小規模樋門の対策は、通常の点検（河川点検）の中で機能の確認をしながら対策を行うことを考えている。小規模なものの更新費用は計上していない。

- ・説明の中で、樋門の操作の要・不要がでてくるが、具体的にどのようなことか。

⇒ 操作の必要な樋門は 46 施設。うち、26 施設が機械的、20 施設が人力による操作である。

- ・洪水時には、「樋門が機能不全（自動、人力を問わず）に陥っていないか」のデータを持っているか。

⇒ 点検の結果、5%程度はゲートの腐食などがあり、早急に対応したいと考えている。

- ・土岐川は、特に瑞浪市を中心に、頭首工が設置されている。これらは、計画の対象となる河川構造物に含まれているか。

⇒ 今回対象としているのは、治水施設であり、頭首工は、農業用で許可工作物であり利水施設のため含んでいない。この資料の中で示している堰は、浄化施設に付随するものになっている。

- ・頭首工は、古いものの中には、崩壊の可能性があるもの、危険なものがある。また、取水や洪水により「みお筋」が変化し中洲ができているものもある。頭首工の管理は市などが行っており、これらの管理者と連携しながら、耐震対策の機能、地震や洪水後の氾濫による 2 次被害の低減対策を講じていかなければならない。

「管理が異なるので含まれていない。」ではなく、含まれていなくても連携を考えていただきたい。

⇒ 今回の検討は、河川構造物のうち治水施設の地震時の対応の優先度を定める方針である。

頭首工本体の劣化等は、管理者に情報を提供し適切に管理していただくように努める。

3) 前回委員会での意見について

- ・今後、生物保護活動を実施する場合は、特定の許可が必要な漁法手続きや保護活動により関係者が河川内に立ち入ることを組合員に周知するため、事前に「土岐川漁協」に書類で届出をお願いしたい。

(3) 今後の進め方について

事務局より今後の進め方について説明。特に、質疑なし。

以上